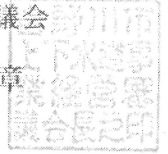




令和7年11月28日

吉野川市長 原井 敬 様

吉野川市上下水道事業経営審議会
会 長 小 笠 原 章



吉野川市水道事業ビジョン・経営戦略（素案）ならびに水道使用料金改定の必要性について

（答申）

令和7年2月14日付け（6吉水第119号）で諮問のあった吉野川市水道事業ビジョン・経営戦略（素案）ならびに水道使用料金改定の必要性について、当審議会において慎重に審議した結果、下記のとおり結論を得たので、答申するとともに、留意すべき事項について付帯意見として申し添える。

記

1 はじめに

吉野川市の水道事業は、昭和33年4月に旧山川町で給水を開始した。その後、旧3水道事業と6簡易水道事業の事業統合を実施し、市民に水道水の安定給水を行うとともに事業の効率化を図るなど健全な事業運営に努めてきた。また、平成30年9月には「吉野川市水道事業ビジョン」（以下、前ビジョンという）を策定し、水道水の安定給水を目指し「安全」「強靱」「持続」の観点から施策方針を整理し、様々な具体施策に取り組んできた。さらに、令和2年3月には「吉野川市水道事業経営戦略」（以下、前経営戦略という）を策定し、収支改善などを通じた経営基盤の強化を図ってきた。

しかしながら、人口減少や節水機器の普及などにより、給水収益が減少に転じている。また、老朽化した施設や管路の計画的な更新、地震などの自然災害に対する対応力の強化も強く求められており、水道事業をとりまく環境は、一層厳しさを増している。

このような状況の中、令和5年度の決算以降、本市水道事業は純損失を計上するなど、健

全な事業運営の継続が困難な状況にあるとともに、国（総務省）からは経営戦略の見直しを求められている。

本市においても、前ビジョン及び前経営戦略の計画期間が中盤を過ぎ満了に近づいている。加えて、上記のように水道事業をとりまく環境が大きく変化し、経営戦略の見直しが求められている。また、経費削減を実施しているものの、料金収入の減少により純損失が拡大する見通しであり健全な事業運営のために料金改定の検討も急務である。これらのことを踏まえ、前ビジョン及び前経営戦略の統合・見直しを行い、新たに「吉野川市水道事業ビジョン・経営戦略」を策定することとした。

本審議会は、この「吉野川市水道事業ビジョン・経営戦略」ならびに「水道使用料金改定の必要性」について審議するため、令和7年2月14日に、市長より諮問を受け、以降、全4回にわたり慎重に審議を行った。

2 答申

(1) 諮問事項

- ・吉野川市水道事業ビジョン・経営戦略（素案）について
- ・水道使用料金改定の必要性について

(2) 答申内容

- ・吉野川市水道事業ビジョン・経営戦略（素案）については、市民への水の安定供給を継続するため、施設及び管路の計画的な更新・耐震化、経費削減努力及び市民への情報公開を推進していくなど、持続的な事業運営のための経営方針を設定する必要があると判断する。
- ・水道使用料金は、現状の料金水準では健全経営の維持が困難であり、将来的な事業運営の安定化を図るため、料金改定を実施する必要があると判断する。なお、水道使用料金の改定にあたっては、水道事業の持続的な運営と耐震化のための国庫補助を活用することが可能となる55%の改定が妥当であると判断する。また、水道使用料金体系は、使用者間の負担差が大きくなることから現状のままが妥当であると判断する。

3 答申内容の理由

(1) 吉野川市水道事業ビジョン・経営戦略（素案）について

- ・南海トラフ巨大地震などの大規模災害に備え、医療施設や避難所などの重要給水施設

を優先して計画的に耐震化を進める必要がある。

- ・創設当初に布設した老朽管の更新をはじめとした管路や施設の更新や耐震化のためにも補助金の活用が必要である。
- ・漏水調査により補修や漏水箇所の多い管路の更新を行うことで有収率が改善しているが、全国平均（約90%）と比較して低いことから今後も継続して有収率の向上に努める必要がある。
- ・今後の人口減少を見据え、施設の統廃合により施設規模を抑制し、将来の維持管理費を抑制する必要がある。
- ・非常用自家発電設備の燃料備蓄日数が低いため、停電時の安定した給水に対応できるよう燃料の備蓄量を増やす必要がある。
- ・目に見えにくい水道管の老朽化や経営の厳しい現状について市民の理解を得るため、情報発信の方法を工夫し、頻度を増やすなどして情報を周知する必要がある。

(2) 水道使用料金改定の必要性について

- ・料金算定期間である令和8年度からの5年間において、現行水準で見込まれる料金収入は約21.5億円であり、健全な事業経営のため赤字を解消し継続的な黒字を確保するには約8.7億円不足する。さらに、赤字の解消に加え料金回収率100%を達成するには約10.2億円が不足する。国庫補助を活用した、多大な費用を要する基幹管路の更新・耐震化も考慮すれば、55%の値上げの料金改定は妥当であると判断する。
- ・現行の料金体系は、料金構造や基本水量などにおいて課題を抱えている。一方で、料金体系を変更した場合は、多くの市民において、さらに高い値上げとなるため、料金体系は、変更しないことが望ましい。
- ・水道使用料金及びメーター使用料の改定目標は、表-1及び表-2の使用料とする。

表-1 水道使用料金（毎月）

【税込】

料金区分	使用水量	現行	改定後
基本料金	10 m ³ まで	1,044 円	1,618 円
超過料金	10 m ³ を超える 1 m ³ につき	140 円	217 円

表-2 メーター使用料（毎月）

【税込】

量水器口径	現行	改定後
φ 13 ミリ	56 円	87 円
φ 20 ミリ	104 円	161 円
φ 25 ミリ	110 円	171 円
φ 30 ミリ	157 円	243 円
φ 40 ミリ	208 円	322 円
φ 50 ミリ	770 円	1,194 円
φ 75 ミリ	1,100 円	1,705 円
φ 100 ミリ	1,570 円	2,434 円

《例》毎月の使用料（口径 13 ミリで1ヶ月使用料が 20 m³の場合）

（現行）

基本水量使用料（10 m³まで） 1,044 円【税込】超過水量使用料（10 m³） 1,400 円【税込】

メーター使用料 56 円【税込】

2,500 円【税込】

（改定後）

基本水量使用料（10 m³まで） 1,618 円【税込】超過水量使用料（10 m³） 2,170 円【税込】

メーター使用料 87 円【税込】

3,875 円【税込】

4 付帯意見

(1) 料金改定に伴う市民への配慮について

- ・55%という大幅な料金改定は、昨今の物価高騰下において市民にさらなる負担をかけることになる。市民の理解を得るための丁寧な説明を尽くすとともに、料金改定の実施時期や、激変緩和措置を検討されたい。また水道事業だけではなく吉野川市全体として福祉分野など他の施策と連携し、低所得者層などへの減免を検討されたい。

(2) 今後の水道事業の運営について

- ・事務の効率化など経費削減努力を引き続き実施されたい。
- ・南海トラフ巨大地震などに備え、老朽化した水道施設の計画的な更新や耐震化の推進など災害に強い水道事業の構築に努められたい。

■ 審議会委員名簿

区 分	職 名	氏 名	備 考
吉野川商工会議所	専務理事	川真田 大作	第4～7回審議会
吉野川市商工会	事務局長	三木 啓行	第4回審議会
		井上 勲	第5～7回審議会
吉野川市社会福祉協議会	事務局長	宮本 陽一	第4～7回審議会
吉野川市自治会連合会	会長	松原 勲	第4,5回審議会
		菜原 五男	第6,7回審議会
吉野川市婦人団体連合会	会長	喜島 寧子	第4～7回審議会
森博則税理士事務所	税理士	森 博則	第4～7回審議会
四国大学	経営情報学部 教授	小笠原 章	※本審議会会長 第4～7回審議会
吉野川市役所	水道部長	松家 義人	※事務局 第4回審議会
		山本 聖二	※事務局 第5～7回審議会
	水道課長	西川 伸一	※事務局 第4～7回審議会
	水道課 課長補佐	谷本 知恵	※事務局 第4回審議会
	水道課 課長補佐	森本 裕子	※事務局 第5～7回審議会
	水道課 参与	中山 泰治	※事務局 第5～7回審議会
	水道課 係長	筒井 陽平	※事務局 第4～7回審議会

■ 審議の経緯

回数	年月日	場所	議題
第4回	令和7年2月14日	市役所本館4階 141会議室	(1) 水道事業の経営戦略およびビジョンの策定について
第5回	令和7年5月23日	市役所東館2階 事務協議室21	(1) 水道事業の経営戦略およびビジョンの策定について
第6回	令和7年7月25日	市役所東館2階 事務協議室21	(1) 料金体系の検討について
第7回	令和7年11月7日	市役所東館2階 事務協議室21	(1) 水道事業ビジョン・経営戦略(素案)ならびに水道使用料金改定の必要性について(答申)(案)